

## 三豊市農業委員会 4 月定例総会議事録

令和 4 年 4 月 2 0 日午後 1 時 3 0 分より、三豊市農業委員会 4 月定例総会を三豊市危機管理センター 3 0 1 ・ 3 0 2 会議室において開催した。

### 1. 出席者、欠席者の状況

出席者 23 名  
欠席者 1 名

#### 【農業委員】

(出席○・欠席ー)

1 番	堀江 博	○	2 番	岡根 譲	○	3 番	石井 徳和	○
4 番	大西 薫	ー	5 番	奈尾 正敏	○	6 番	近藤 省三	○
7 番	香川 政雄	○	8 番	秋山 正伸	○	9 番	大橋 正幸	○
1 0 番	糸川 正	○	1 1 番	三宅 幸一	○	1 2 番	前谷 晃年	○
1 3 番	丸岡 祐二	○	1 4 番	安藤 弘	○	1 5 番	長堀 和行	○
1 6 番	藤川 剛	○	1 7 番	菅 充司	○	1 8 番	石原 剛	○
1 9 番	組橋 進	○	2 0 番	河田 進	○	2 1 番	岡崎 和朗	○
2 2 番	宮崎 和代	○	2 3 番	吉田 由紀	○	2 4 番	山岡 正士	○

### 2. 署名委員

9 番 大橋 正幸  
1 9 番 組橋 進

### 3. 傍聴人

な し

### 4. 事務局の出席者

事務局 長 片桐 伸尚  
事務局 次長 岡崎 英司  
主 任 菅原 雅慶  
主 任 大井 要平

### 5. 書 記

会計年度任用職員 山地 茉理子

### 6. 議 題

議案第 1 号 使用貸借にかかる農地返還通知の件について(報告)  
議案第 2 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の件について(報告)  
議案第 3 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の件について  
議案第 4 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の件について  
議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の件について  
議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による事業計画変更申請の件について  
議案第 7 号 非農地証明願いの件について  
議案第 8 号 非農地通知の件について  
議案第 9 号 農用地利用集積計画の件について  
議案第 1 0 号 三豊市農業委員の辞任について  
その他の件について

7. 開会 【午後 1時30分】

事務局長 それでは、ただ今より開会いたします。三豊市農業委員会4月定例総会の開会にあたりまして、堀江会長よりご挨拶を申し上げます。

会長 皆様、こんにちは。今日は最初の定例総会ということで、大変お忙しい中、また暖かくなってきて田植えも始まる次期で田の整理等々で忙しい方もいらっしゃるかと思いますが、参加頂きありがとうございます。今月から、いよいよ皆さんも農業委員として色々な活動や活躍をしていただくわけですが、今日最初の会ということで議案説明の案件も数件あるということで緊張されている方もいるかと思いますが、リラックスして頂ければと思います。

最近の情勢であります。コロナがなかなか収まることなく、三豊市においてもクラスター等で混雑したと聞いております。まだしばらくコロナとはお付き合いをしていかないといけませんので、十分にワクチン等々も終えて、それでもという体制をつくりながらやっていければと思います。また、最近の情勢ですが、大豆の相場、トウモロコシの相場が結構あがっており、これも餌に反映して畜産農家のコストをあげていく状態になるかと思っております。今後、日本の農業の農政を見直してもらって、自国の食糧はある程度の自給率はちゃんとした備えをしておかないといけなとも考えます。我々は後継者がいない、そういう三豊市の農業の状態ですが、自分の農地を守っていついっつも食糧を生産できる、供給ができる体制を農業委員として務める間、そんなことを気にとめながら農地を守り、生かしていくことを考えていかなければならないと思っています。

今日は初めての会ですが、議案の案件はそう多くはないですが、皆さんに周知をしていただいきたい、お知らせ等々の案件が多くあります。いつもより時間がかかるかと思っておりますので、一旦休憩をとりながら進めていこうと思っております。農林水産課、農業会議からも説明やお願いがある様です。皆様も議案審議にご協力をお願い申しあげまして、開会のご挨拶とさせていただきます。今日はご出席ありがとうございます。よろしくお願ひ致します。

事務局長 ありがとうございます。本日の会議にあたり議席番号4番 大西 薫委員 よりあらかじめ欠席する旨の連絡をいただいております。ただいまの出席農業委員は23名です。定足数に達しており、会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。なお、恐れ入りますが、携帯電話をお持ちの方は、会議中は電源を切るかマナーモードに設定していただきますようお願いいたします。

本日は、「感染拡大防止集中対策期」であることを受け、引き続き定例総会においても入室前の手指の消毒やマスクの着用をお願いしております。また、座席の配置を変更し、会議中は換気のため窓を開放します。会議時間を短縮するため通常より簡潔に議案説明をいたします。分かりにくいところなどありましたら、説明後に質問をお願いいたします。それでは、総会会議規則第6条の規定によりまして、本会議の議長を堀江会長をお願いいたします。

議長 ただ今から、三豊市農業委員会4月定例総会を開会いたします。最初に、本総会会議規則に従いまして、私から議事録署名人を指名させていただきます。それでは議席番号9番 大橋 正幸 委員、議席番号19番 組橋 進 委員のご両名をお願いいたします。

本日の議題につきましては、事前に送付させていただいております議案書のとおりです。それでは、これより議事に入ります。

1ページを開いてください。議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を報告いたします。

〔 議案第1号 番号1号から番号4号を朗読 〕

以上4件、当農業委員会に対しまして、使用貸借権の解約が双方合意の上、成立された旨、通知がありましたのでご報告申し上げます。

議長 ただ今の議案第1号の報告に対しまして、みなさん方から何かご意見、ご質問ございませんか。

一同 〔 なしの声あり 〕

議長 ないようですので、議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」の番号1号から番号4号の4件の報告事項は、異議なしと認めます。次に進ませていただきます。3ページを開いてください。議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を報告いたします。

〔 議案第2号 番号1号から番号2号を朗読 〕

以上2件、農地法第18条第6項の規定によりまして、当農業委員会に対して、賃貸借権の合意解約がなされた旨、通知がありましたのでご報告を申し上げます。

議長 ただいまの議案第2号の報告に関しての質疑をお受けします。みなさん、いかがでしょうか。

一同 〔 なしの声あり 〕

議長 ないようですので、議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」の2件の報告事項は、異議なしと認めます。次に進ませていただきます。4ページを開いてください。議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」説明をさせていただきます。

〔 議案第3号 番号1号から番号14号を朗読 〕

以上11件につきましては、農地の権利移動の不許可条項であります、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますのでご提案申し上げます。ご審議の程、よろしく願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

5番 番号1号について説明します。こちらの申請地については、譲渡人と譲受人の関係は近所です。申請の土地については譲受人が何十年も耕作しておりました。今回の譲渡については、譲受人が代替わりをするので申し出たところ譲渡人が高齢になり同意を得ました。譲受人の現在の経営は専業農家で耕作しております。申請地について確認したところ、農業するのに問題はなく、近隣地域とか水稲するのも問題なく今後はキャベツを作るそうです。周辺地域への問題もありませんのでご審議お願いします。

6番 番号2号について説明します。譲渡人は現在市外に住んでおり、今回農地を手放したいと思い永年小作をしていた譲受人に相談したところ、譲受人が申し出ました。譲受人はこの農地を永年小作で長年耕作しており今回の成立に至りました。現地を確認しましたが農地として耕作されていてなんの問題もありません。譲受人は高齢ですが、近所の方に協力してもらい水稲を作っており所有しておる農地もすべて耕作しており周辺地域への問題もありません。協議のほどよろしく願い致します。申請番号3号について説明します。譲渡人の農地と譲受人の農地は隣接しており、耕作に不便で以前から売ってみたいと申し出ていたところ、譲渡人が今回体調を崩し、耕作面積を縮小したいと思い、譲受人に申し出たところ売買が成立しました。現地を確認しましたが農地として利用されており耕作するのになんの問題ありません。譲受人は主に、水稲、野菜を作っており、所有しておる農地はすべて耕作しており周辺農地への影響も問題もありません。ご審議のほどよろしく願いいたします。

3番 番号4号について説明致します。譲渡人については高齢で農業ができなくなり、息子さんもいますが農業をされないということで農地の買い手を探していたのですが、近所で農地を耕作している方が買っても良い事になりました。現地を確認しましたが、農地としてなんの問題もありません。譲受人は所有している農地はすべて耕作しており今回の購入の農地も耕作すると聞いております。周辺農地への問題もありませんのでご審議お願い致します。

2番 番号5号について説明させていただきます。譲渡人と譲受人は近所で兄弟です。兄から弟へ田を渡すということです。また周辺へ影響も問題はないと思えますのでご審議よろしく願い致します。

12番 番号6号について説明します。譲渡人と譲受人はご近所です。以前から譲受人からこの申請地を購入したいと申し出があり、譲渡人にその旨を伝えたところ、使用貸借の期限が終了した機会にと、売買が成立しました。譲受人は主に水稲を作付けし、常時農業に従事しており問題ないと思えます。申請地の状態は、今も農地として起用されており耕作するのに問題なく、近隣農地の水利組合の了解もでており、今後は水稲と野菜を作付けする予定です。周辺への農地の影響もなく問題ないと思えます。ご審議よろしく願い致します。

13番 番号7号と8号と9号は譲受人が同じで土地も隣接しているのでまとめて説明します。譲渡人と譲受人は近所の方です。申請地は、昔はみかん畑でしたが、現在は少し荒れています。譲受人が農地を買って木を伐採して利用するそうです。そのための重機の手配などはもう行っているそうです。譲受人は兼業農家ですが、親戚と一緒に水稲を作付けしており規模を拡大しております。この周辺は山林化が進んでおり、これを農地復帰して利用するのであれば問題ないと思えます。次に番号10号について説明します。譲受人は先程と同じです。譲渡人と譲受人は親戚の関係です。今回、譲渡人が高齢になったため、譲受人に無償贈与することです。申請地は現在も農地として問題なく利用されており、引き続き水稲と野菜を作付けする予定です。周辺への影響もなく問題ありません。ご審議よろしく願い致します。

14番 番号11号について説明します。譲受人は市外に住んでいます。農業倉庫も毎日通って農業をしております。譲受人は近所で今は荒地になっています。譲渡人の方から草を刈ってほしいとか依頼を受けていたようですが、草刈はしてなかったようです。譲渡人のご親族は相続もしているので買ってこれということでした。借地で4年まえから専業農家として生計をたてたようです。作物についてはブロッコリー、ぶどう等を栽培しており、買った土地も同じものを作る予定です。周辺への影響も問題ないと思えます。続きまして番号12についてですが、譲渡人と譲受人は他人です。今まで10年以上借地で作っておったようです。農業しないので、買ってこれと言われて買うことにしたようです。譲受人の営農状況ですが、水稲、レタスブロッコリー等を栽培しています。申請地については管理ができており、水稲、ナス、ブロッコリーなど栽培しておりました。周辺農地への影響もなく問題ないと思えますので、ご審議よろしく願い致します。

19番 番号14号について説明します。譲渡人と譲受人の関係は近所で友達でもあります。譲受人の営農状況は、一人で家のそばで楽しい生きがい農業をされているようです。申請地の状況は、かなり荒れたみかん園ですが、雑木などは生えていないそうです。家と倉庫の間の土地なので、果樹を作付けしたいです。周辺農地への影響もなく問題ないと思えますのでご審議お願いします。

20番 申請番号15号について説明します。譲渡人と譲受人は兼業農家で近所です。農地は譲受人の家の前で10年ほど前から荒れていたそうです。売買については譲受人から話したそうです。そしたら、譲渡人も高齢のため農地を維持するのが難しいとのことで売買が成立したそうです。これから、みかん、いちご等を植えるとのことです。周辺農地への影響はないと考えております、ご審議よろしく願い致します。

議長 ありがとうございます。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。

一同 [ なしの声あり ]

議長 ないようでございますので、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号15号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [ 異議なしの声あり ]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号15号の15件は、適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進ませていただきます。8ページをお開きください。議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の説明をさせていただきます。

[ 議案第4号 番号1号から番号3号を朗読 ]

なお、農地区分につきましては、番号2号の一部は国または地方自治体の補助を受けて整備された農地でありますので第1種農地に該当します。第1種農地は原則不許可ですが、「住宅その他、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」であり、不許可の例外に該当します。その他は全て第2種農地であります。以上3件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われまますので、ご提案申し上げます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

[ 議案第4号 番号1号から番号3号を朗読 ]

議 長 事務局の説明が終わりました。委員説明はありませんのでこれより質疑に入ります。ご質問はございませんか。

一 同 [ なしの声あり ]

議 長 ないようですので議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1から3をお諮りいたします。ご異議ございませんか。

一 同 [ 異議なしの声あり ]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号3号の3件は、適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進ませていただきます。9ページをお開きください。議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」をご説明させていただきます。

[ 議案第5号 番号1号から番号5号を朗読 ]

なお、農地区分につきましては、番号2号の一部は国または地方自治体の補助を受けて整備された農地でありますので第1種農地に該当します。第1種農地は原則不許可ですが、「住宅その他、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」であり、不許可の例外に該当します。その他は全て第2種農地であります。以上5件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われまますので、ご提案申し上げます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。引き続き備考欄に委員説明がある案件について、担当委員さんから順次説明をお願いします。

2 番 番号3号について説明致します。この畑は図面みたらわかるように荒れています。駐車場が必要となり、譲受人が譲渡人に売買を依頼したところ、契約が成立いたしました。ご審議よろしくをお願いします。

1 2 番 番号4号について説明いたします。畑といっても竹林扱いになるような手をつけられない状態だったので、譲渡人さん多数おられますが、譲渡人が資材置場に使用したいということで、契約が成立しました。周辺農地への影響もなく問題ないと思われまますのでご審議よろしくをお願いします。

1 5 番 番号5号の説明をいたします。一時転用の許可をうけ太陽光発電を設置したもので、今回許可期限期間が満了とういうことで再申請するものでございます。現地確認をしたところ申請地全面に太陽光パネルが設置されており、パネルの下ではシキミが栽培されております。毎年提出義務のある農作物の状況報告書も問題無く提出されております。今後も周辺農地等に影響はないと思われまます。ご審議よろしくをお願いします。

議 長 担当委員の説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。ご質問ございませんか。

一 同 [ なしの声あり ]

議 長 ないようでございますので、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号5号について、お諮りいたします。ご異議ありませんか。

一 同 [ 異議なしの声あり ]

議 長 異議なしと認めます。よって議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号5号の5件については適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進ませていただきます。11ページをお開きください。議案第6号「農地法第5条1項の規定による事業計画変更申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第6号「農地法第5条1項の規定による事業計画変更申請の件について」ご説明申し上げます。

〔 議案第6号 番号1号を朗読 〕

なお、農地区分は第2種農地に該当します。ご提案申し上げますので、よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。委員説明はありませんのでこれより質疑に入ります。ご質問はございませんか。

一同 〔 なしの声あり 〕

議長 ないようでございますので、議案第6号「農地法第5条1項の規定による事業計画変更申請の件について」番号1をお諮りします。ご異議ございませんか。

一同 〔 異議なしの声あり 〕

議長 異議なしと認めます。よって、議案第6号「農地法第5条1項の規定による事業計画変更申請の件について」番号1の1件につきましては、適当と認め、許可することとし県に報告させていただきます。次に進ませていただきます。12ページをお開きください。議案第7号「非農地証明願いの件について」事務局の説明を求めます。

事務局 議案第7号「非農地証明願いの件について」の説明をさせていただきます。

〔 議案第7号 番号1号から番号2号を朗読 〕

非農地証明事務処理要領の非農地の認定基準によりますと、番号1は「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設の用に供する場合」に該当すると判断されます。また、番号2は「耕作不適當等のやむ得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然かいはいし農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当すると判断されます。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。引き続き担当委員から説明をお願いします。

8番 番号1号ついて説明します。位置図と構図をご覧ください。場所は農道に面した一角で以前は北側にみかんを作っていて灌水施設などで使われたそうです。今回非農地証明して頂きたいそうで、ご審議よろしく申し上げます。

18番 番号2号を説明いたします。道から上は木が茂っており、その向こうは海です。長い間耕作しておらず、畑に復元するのは不可能だと思いますので、非農地証明して頂きたいそうで、ご審議よろしく申し上げます。

議長 担当委員の説明は以上です。これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございませんか。

一同 〔 なしの声あり 〕

議長 ないようでございますので、議案第7号「非農地証明願いの件について」番号1号、番号2号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一同 〔 異議なしの声あり 〕

議長 異議なしと認めます。よって、議案第7号「非農地証明願いの件について」番号1号、番号2号の2件につきましては、適当と認め、非農地証明書を交付することと決定いたします。

それでは次に進ませていただきます。13ページをお開きください。議案第8号「非農地通知の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第8号「非農地通知の件について」の説明いたします。

〔 議案第8号 番号1号から番号2号を朗読 〕

よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、これより担当委員からの説明をお願いします。

9番 番号1号と2号を説明いたします。現地を確認してきたところ、現在は木が生い茂っており、農地の復旧は著しく難しいと考えられます。ご審議よろしく申し上げます。

議長 担当委員さんからの説明が終わりました。何かご質問はございませんか？

一同 〔 なしの声あり 〕

議長 ないようですので、議案第8号「非農地通知の件について」はお諮りをいたします。ご異議ございませんか？

一同 〔 異議なしの声あり 〕

議長 異議なしと認めます。よって議案第8号「非農地通知の件について」は番号1号と番号2号の2件につきましては対象地を農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断し非農地通知等を関係者に送付することとさせていただきます。次に進ませて頂きます。14ページをお開きください。議案第9号「農用地利用集積計画の件について」を議題と致します。事務局の説明をもとめます。

事務局 それでは議案第9号「農用地利用集積計画の件について」をご説明させていただきます。

[ 議案第9号 を朗読 ]

ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。いかがでしょうか、質問ございませんか。

一 同 [ なしの声あり ]

議 長 ないようですので、議案第9号「農用地利用集積計画の件について」お諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [ 異議なしの声あり ]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第9号「農用地利用集積計画の件について」は96件すべて適当と認め決定と致します。次に進めさせていただきます。議案第10号「三豊市農業員辞任について」ついて議題と致します。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第10号「三豊市農業委員の辞任について」説明をさせていただきます。

[ 議案第10号 を朗読 ]

ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。いかがでしょうか、質問ございませんか。

一 同 [ なしの声あり ]

議 長 ないようですので、議案第10号「三豊市農業委員の辞任について」をお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [ 異議なしの声あり ]

議 長 ありがとうございます。よって議案第10号「三豊市農業委員辞任について」は、辞任の届け出を同意することに決定致します。本日予定していました議案の審議は以上です。ありがとうございました。

その他の件

1. 農業委員会活動記録簿の記入について（香川県農業会議）

2. 令和4年度農林水産課補助事業関係について

3. 農業経営改善計画及び青年等就農計画の認定について（通知）

4. 令和3年度三豊市農業委員会事業実績について

5. 農地利用最適化推進委員の総会出席要請表（案）

6. 農地法第3条の規定による許可の取消願について（報告）

〔申請者〕 A

〔取消理由〕 譲渡人が該当農地を他の目的で使用するため

〔受付日〕 令和4年4月20日

農地法第4条の規定による許可の取消願について（報告）

〔申請者〕 B

〔取消理由〕 転用計画の中止

〔受付日〕 令和4年4月5日

7. その他

(1) 5月定例総会について

日 時 令和4年5月20日（金）午後1時30分

場 所 三豊市危機管理センター3階 301・302会議室

(2) 定例農事相談について 【時間 13:30~16:00】

相 談 日	開 催 場 所	相 談 委 員	
5月9日(月)	危機管理センター 1階 打合せコーナー1	高瀬町：近藤省三	山本町：大橋正幸
		財田町：堀江 博	

(3) 今後の予定

月 日	会 議 名 等	開 催 場 所
4月25日(月) 午後1時30分～	女性農業委員活動意見交換会	危機管理センター 3階 302 会議室

月 日	会 議 名 等	開 催 場 所
5月17日(火) 午後1時30分～	令和4年度農業委員・農地利用最適化推進委員実務研修会	ハイスタッフホール (観音寺市民会館)

(4) 配布物

- ・令和5年度農地等利用の最適化推進に関する改善意見の集約について(依頼)

閉 会 【 午後 3時50分 】

以上、議事録の正確なることを証するため、下記に署名捺印する。

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_